○香南香美老人ホーム組合会計管理者の事務を代理する職員を定める規則

平成２２年３月２９日

規則第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７０条第３項の規定により、会計管理者の事務を代理する職員は、出納員とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

（香南香美老人ホーム組合収入役の職務を代理する職員を定める規則の廃止）

２　香南香美老人ホーム組合収入役の職務を代理する職員を定める規則（平成１１年規則第１号）は、廃止する。